

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成19年3月29日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

地方自治法第218条の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

## 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ17,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月29日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		0	45	45
	1 一般寄附金	0	45	45
歳入合計		17,155	45	17,200

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		10	45	55
	1 予備費	10	45	55
歳出合計		17,155	45	17,200